

幼児保育施設の整備擴充に關する建議案

關西連合保育會
全日本保育連盟

昭和二十二年二月十一日

新日本建設の基礎は、實に教育にあることは申す迄もありませんが、さらにそれはその根柢たる幼児教育にまで遡つて考究せらるべきであります。依つて學齡の幼児教育に對して、その制度及び内容に互り、根本的全般的に刷新を行い、幼児保育施設の整備擴充を圖ることが、現下最も緊急を要する問題の一つであると信じます。抑も幼児保育施設の重大使命は、(一)平和國家文化國家の建設を成就すべき幼児の心身の健全なる育成、(二)婦人の社會的進出を促進せしむる爲めの保育の共同化、(三)幼児及び母親を通じての家庭の民主化等にあると思ひます。然るにこれに對處すべき我が國幼児保育施設の現状を見るに、制度上も設備内容上も殆ど放置せられておる状態で、遺憾の至りに存じます。こゝに幼児保育施設の整備擴充の急務なるに鑑み、特に次に掲げる諸施策を即刻且つ強力に實施せられることを要望致す次第であります。

一、幼稚園令、その他幼稚園關係法規の改正
二、幼児保育施設の普及擴充

三、幼児保育施設の年齡による再編制

四、國民學校に幼稚園を附設し、就學前一年の保育義務制
施行

五、教員養成機關の整備擴充及び教員の待遇改善

六、保育資材及び保育用品の確保
右建議致します

建議理由書

一、幼稚園令、その他幼稚園關係法規の改正

今般新學制の成立に伴い、六・三・三・四制實現の機運を見るに至りましたことは、誠に欣びに堪えません。然るに幼稚園に就いては、大正十五年制定の幼稚園令に、先年僅かの形式的改正を加えられたのみで、劃期的な學制改革が行われる今日、尙保育制度の全般に對して、何等根本的に刷新改革が企圖されていないのでありまして、甚だ片手落であり、遺憾至極に存じます。新學制の基礎を固める爲めに、この際我が國保育制度も根本的に再檢討し、それが刷新を圖るべきで

あると信するのであります。

二、幼児保育施設の普及と擴充

現在我が國に於いては、國民學校就學兒童のうち幼稚園及び託兒所(常設)の恩恵に浴しているものは、合せて僅か一割五分にも足りないであります。而も今日は戦災の爲め保育施設の數は、激減しています。然るに新日本建設の爲めの幼児保育の地位、婦人の社會的進出への要請、家庭生活、家庭教育の現状等に顧みるときは、幼児保育施設の復興は勿論のこと、大いにそれが擴充を圖ることが、今日の急務でなければなりません。

三、幼児保育施設の年齢による再編制

我が國現在の幼児保育施設は、教育施設として文部省所管の幼稚園と社會施設として厚生省管下の託兒所とに二分されております。元來殆ど同年齡の幼児が別々の施設で保育されていることは民主的でないと思ひますし、又漸く幼児期を越えればかりの幼児と國民學校就學前期に當る幼児とは、その保育方法も設備も、決して同一であり得ないことは明確であります。その年齢に應じて、それぞれ最善の教育保護を行うべきであり、この觀點から次の如く年齢による組織化、再編制の必要があると思ひます。

(一)四歳以上國民學校就學の始期に達するまでの幼児を保育する施設は、これを幼稚園と稱し文部省が所管すること

(二)四歳未満の乳幼児を保育する施設は、これを託兒所

保育所と稱し、厚生省が所管すること

四、國民學校に幼稚園を附設し、就學前一年の保育義務制の施行

幼稚園に於ける保育効果を認識しつつも、地理的及び經濟的理由から入園させ難いものが多いのが現状であります。その解決策として、國民學校には凡て幼稚園を附設し、保育義務制少くとも就學前一年の保育義務制を施行すべきことを提案致したいのです。かくて教育の機會均等も與えられ、又今回の初等教育制度の改革、義務教育の充實も、この幼稚園保育の義務制を前提としてこそ、完璧を期し得られると信じます。而してそれには次の如き對策を必要と致します。

(一)經費は國庫補助により地方支辨となすこと

(二)私立幼稚園の整備擴充を圖り、その經費の補助をなすこと

(保育義務制に於いては、區域内の私立幼稚園をも充當活用すること)

五、教員養成機關の整備擴充及び教員の待遇改善

教育の効果は、教育者その人の質に負うところ極めて大であることは申す迄ありません。然るに現在の如く幼稚園教員養成機關を不備不完全なる状態に放置することは、絶対に不可であると思ひます。これ教員養成機關の整備擴充を強調する所以であります。又幼稚園教員の待遇に就いて見ましても、一般勤勞婦人と比較して、甚だ低位にあり、従つて保育

に關心を有しながら、やむを得ず退職するものも決して少なくないのが現状であります。故に待遇に關し適當な國家の保證を切望致します。それで是非次の如き措置を採られたいのであります。

- (一) 都道府縣師範學校女子部に高等女學校卒業、修業年限三年の保育科を附設すること
- (二) 大學に保育研究科を設置し、幼稚園教員養成機關の指導者を養成すること
- (三) 都道府縣に保育研究所を設置し、保育及び幼兒文化の

教育基本法及び學校教育法の掲載に添えて

——特に幼稚園の部に就て——

編 集 者

研究指導、教員の再教育等を行うこと

(四) 幼稚園教員の待遇を國民學校教員と同等となすこと

六、保育資材及び保育用品の確保

目下幼児保育施設に於いては、保育資材難及び保育用品の不足の爲めに、その復興、修理、運営に付き甚だ困難な状態に陥つています。依つて保育施設の復興、新設に當つては、資材の確保又保育用品の製作配給等に特に御力添えを切望致します。

以上本案を提出御願ひする所以であります。

教育基本法と學校教育法は誌友必讀また必携の重要法律として、本號附録に掲載した。教育基本法は、教育刷新委員會

の内閣總理大臣への答申に基き、文部省案として議會に提出可決せられたもの、その提出理由に『あらたに日本の教育の基本を確立するため、教育の目的を明示し、又、日本國憲法の精神に則り、これと關連する諸條項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である』とある通り、わが國の教育の總基本となるものである。全文を掲載した。

簡潔であるが、句々綿密な理解を要する。

學校教育法は同じく教育刷新委員會において討議せられ、教育基本法に基き從來の一切の教育令を廢止して、新法律案とし、議會において、可決せられたものである。從來の教育令は勅令によつて定められていたが、今や、すべて法律となつた。新憲法の本旨に従つていえば、法律による教育法は、とりもなおさず、國民が定めた教育法といふことである。法律としての學校教育法に此の深い意義のあることが、先ずよ